

第5条 報酬の返還

乙は、採用決定者が甲に入社後、採用決定者の都合により退職し、または採用決定者の責めに帰すべき事由に基づき甲が解雇した場合(以下「自己都合退職等」という)、採用決定者の勤務開始日を起算日として下記に定める条件に従い、報酬の一部を甲に返還するものとする。但し、採用決定者に対する甲の法令違反もしくは労働契約違反に起因する退職の場合はこの限りではない。

1ヶ月未満に自己都合退職等をした場合 - 報酬の80%を返還

3ヶ月未満に自己都合退職等をした場合 - 報酬の50%を返還